

前橋市行財政改革推進計画(令和元年度～令和9年度)【概要版】

1 本市を取り巻く課題

本市を取り巻く今後の課題としては、人口減少・老年人口割合の増、医療や介護などの社会保障経費の増、公共施設等の老朽化に伴う維持管理費や更新経費の増による歳出の増や地方交付税の合併特例措置の段階的な終了により、大幅な減収による歳入の減が見込まれ、これらに対応していくためにも、引き続き行財政改革に取り組む必要があります。

2 計画の対象

現計画	効果的な行政運営の推進	ファンリティマネジメントの推進	自立性の高い財政運営の確保	情報発信・活用の推進
新計画	継続	継続	位置付けない※	位置付けない※
	民間委託、内部事務の簡素合理化、窓口業務のワンストップ化等	施設のあり方の見直し	各所属で実施し公表を視野に入れ実績を集約	ICT等はツールとして活用する

※位置付けないこととした施策項目
 ・各所属にて取組が定着してきた施策
 ・上位計画(第七次前橋市総合計画)に位置付けのある施策
 ・他の個別計画に位置付けのある施策



3 計画の構成

【計画期間】
 令和元年度から令和9年度までの9年間(第七次前橋市総合計画の期間に合わせる)とします。

【計画の見直し】
 計画は、毎年度必要に応じ見直しを行います。9年間の計画期間の途中であっても、先進事例調査・研究等を行ない随時施策項目を追加します。

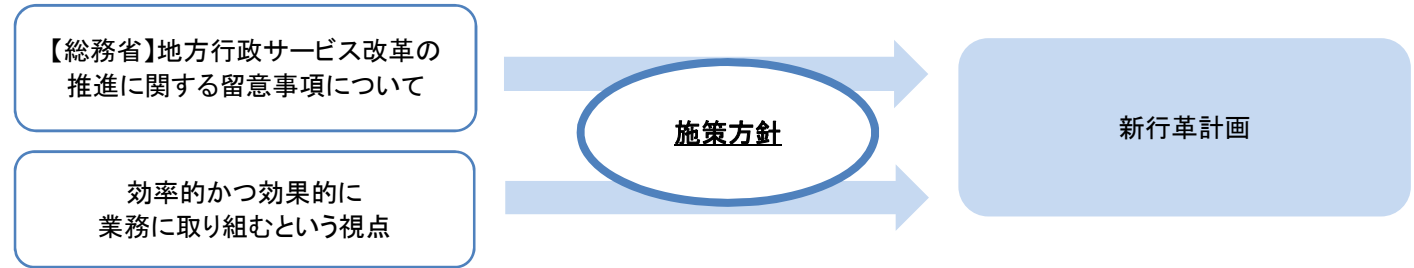
【施策項目】
 計画に位置づける施策項目は、計画年数を3年以内の取組とします。

【施策項目以外の実績の公表】
 施策項目として位置づけていない取組であっても、行財政改革を推進するうえでの重要な指標については、実績値を毎年度公表します。
 例:職員数、経常収支比率、一般税収納率、税外収入金の未済額 等

4 施策方針

施策項目の位置づけに当たっては、9年間の計画期間の中で計画の見直し(施策項目の追加)がされることから、国が示した「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」を参考にしつつ、効率的かつ効果的に業務に取り組むという視点で総論的な施策方針を定めました。

施策方針は、
 ①民間委託等の推進、②業務改革・事務改善の推進、③公共施設の効率化・最適化の推進の3つとし、これら施策方針に基づき具体的な施策項目を位置付けることとしています。



5 施策方針内容及び初年度での施策項目の位置付け

施策方針①

民間委託等の推進

- 民間委託の推進
 >「民間にできることは民間に任せる」を基本的な考え方として、単純・定型的業務、専門・定型的業務に対して民間委託の活用を検討
- 包括的民間委託等の推進
 >包括的民間委託(公共施設等の維持管理、運営における複数業務による業務委託及び性能発注による業務委託)等の活用を検討

- 初年度位置付け
- ①-1本庁管内の一部におけるごみ収集業務の委託化
 - ①-2六供清掃工場の夜間勤務、灰梱包業務及び灰運搬業務の委託化
 - ①-3西部共同調理場の配送業務の委託化
 - ①-4競輪事業運営及びグリーンドーム前橋の管理運営の効率化

施策方針②

業務改革・事務改善の推進

- 業務改革・事務改善
 >長時間勤務の改善、内部事務の簡素合理化、事務改善の意識啓発、研修の実施 など
 >窓口業務のワンストップ化 など
- 事務作業の自動化
 >AIやRPA(※ロボティック・プロセス・オートメーション)の活用を検討
 ※これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

- ②-1事務改善の意識啓発(事務改善事例集約、好事例の横展開、研修の実施等)
- ②-2長時間勤務の改善(職員への意識啓発、勤務時間の弾力的運用、業務の見直し、適正な人員配置等)
- ②-3住民異動関連手続のワンストップ化

施策方針③

公共施設の効率化・最適化の推進

- 施設のあり方の見直し
 >民間譲渡を含めた施設の利活用を検討

- ③-1老朽化公営住宅の入居者移転、用途廃止及び解体
- ③-2前橋テルサの民間譲渡を含めた民間活力の導入

行革計画(R1～R9)の9年間

